

国名
オーストラリア
在外公館名
在オーストラリア日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月7日 最新の情報については、在日本オーストラリア大使館へ問い合わせる等してご確認ください。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ オーストラリアには、持ち込むことができない医薬品と、旅行者が自ら又は同行する家族の疾病に使用するために携行して持ち込むことができる医薬品がある。持ち込むことができる医薬品には、事前に許可を得る必要がある医薬品と、医師の処方せん等の提示のみでよい医薬品がある。許可が必要な医薬品の場合はオーストラリア保健省の担当部署に連絡してその指示に従うこととされている。</p> <p>日本語： https://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/faq_aboutaustralia_jp.html#101</p> <p>英語： https://www.odc.gov.au/travellers</p> <p>○ 入国時に提示する処方せん又は医師の診断書には、英語で医薬品の名称及び処方量が明記されている必要がある。</p> <p>○ 医薬品は、調剤された包装のまま、ラベルをはがさずに持ち込む必要がある。</p>

○ 持ち込める医薬品の分量は最大3か月分まで。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

https://japan.embassy.gov.au/kyo/japanese/faq_aboutaustralia_jp.html#101

参考情報

○参考情報の URL

<https://www.abf.gov.au/entering-and-leaving-australia/can-you-bring-it-in/categories/medicines-and-substances>